

# 学校法人 四條畷学園 個人情報保護規程

制定 平成17年4月1日

改定 平成28年1月1日

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 学校法人四條畷学園（以下「本学」という。）は個人情報の保護が、人格の尊厳に由来する基本的人権の保障に係る問題であることを深く認識し、この規程によって、本学が保有する個人情報の取扱いに関する基本事項を定め、もって個人情報を適正に保護することを目的とする。なお、この規程は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に基づく「個人番号」及び「特定個人情報」は対象としないものとする。

### (用語の定義)

第2条 この規程において、「個人」とは、現在および過去において、本学と雇用関係にあった職員並びに本学の学生、生徒、児童、園児とその保証人、保護者、家族等本学の業務遂行に係わりがあり、又は係わりがあったすべての者をいう。

2 この規程において、「個人情報」とは、特定の個人が識別され、または識別され得るものであって、教職員が業務上取得または作成した情報（文章、写真、フィルム、磁気テープ、その他これらに類するものに記録されたものを含む。）をいう。

### (責務)

第3条 個人情報管理責任者はこの規程の目的を達成するため個人情報の保護に関し必要措置を講じなければならない。

2 教職員または教職員であった者は、業務上知り得た個人情報をみだりに学内の教職員も含め他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

3 生徒、教職員は個人情報保護の重要性を認識し、学外の組織、団体に業務上または自主的な活動において対応する場合は、本規則に基づき、生徒個人の権利利益を侵害しないように努めなければならない。

### (個人情報保護管理責任者の設置及び業務委任)

第4条 個人情報保護管理責任者は事務局長とする。個人情報保護管理責任者はその事務業務を各校園長に委任することができる。

## 第2章 個人情報の収集および利用の制限等

### (個人情報収集の制限)

第5条 教職員が、業務上、個人情報を収集するときは、利用目的を明確にし、その目的達成に必要な最小限度の範囲で収集しなければならない。ただし、思想、および信教に関する個人情報は、いかなる理由があろうともこれを収集してはならない。

2 教職員が業務上、個人情報を収集するときは、適正かつ公正な手段により、次の各号のいずれかに該当するときは除き、直接本人から収集しなければならない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 個人の生命、身体、健康、財産に対する急迫の危険を避けるためにやむを得ないと認められるとき。
- (3) 教育指導上特段の必要があるとき。
- (4) 法の定めるところにより、行政機関から依頼があったとき。
- (5) 指導または相談援助に関わって、本人から収集したのでは目的を達成することができないか、業務に支障があると認められたとき。
- (6) 個人情報管理責任者が正当な理由があると認められたとき。

### (個人情報の適正管理)

第6条 個人情報管理責任者は、個人情報の保護のため、次の各号に掲げる事項について、適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、毀損、破壊その他の事故の防止
- (2) 改ざんおよび漏えいの防止
- (3) 個人情報の正確性および最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去

### (個人情報の利用制限)

第7条 教職員は、業務上収集した個人情報をその目的以外のために利用または提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 個人の生命、身体、健康に対する急迫の危険を避けるためにやむを得ないと認められるとき。
- (3) 教育上、特段の必要性があるとき。
- (4) 法の定めがあるとき。
- (5) 個人情報保護管理責任者が必要と認められたとき。

2 前号一から四の各号に該当して個人情報を利用または提供する場合、または緊急に対応した場合は、当該部局の業務責任者はすみやかに個人情報保護管理責任者に届け出なければならない。

(個人情報に関する業務の学外委託)

第8条 個人情報に関する業務を学外に委託するときは、業務責任者は委託業者との間で個人情報の保護に関する必要な措置をとらなければならない。

(収集の届出)

第9条 教職員は、新たに個人情報を収集するときは、あらかじめ次の事項について個人情報保護管理責任者に届け出なければならない。

- (1) 個人情報の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の収集の対象者
- (4) 個人情報の収集方法
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の記録の形態

2 前項により届け出た事項を変更または廃止するときは、業務責任者は、あらかじめこれを個人情報保護管理責任者に報告しなければならない。

### 第3章 個人情報の開示、訂正等

(自己に関する個人情報の開示)

第10条 この規程に基づく個人は四條畷学園が保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

2 開示の請求があったときは、個人情報保護管理責任者はこれを開示しなければならない。ただし、その個人情報が、個人の選考、評価、判定、生徒健康記録その他に関するものであって、本人に知らせないことが明らかに適当であると認められるときは、その個人情報の全部または一部を開示しないことができる。

3 個人情報の全部または一部を開示しないときは、その理由を本人に通知しなければならない。

4 第1項に規定する請求は、個人情報保護管理責任者に対し、本人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した文書を提出することにより行う。

- (1) 所属および氏名
- (2) 個人情報の名称および記録項目
- (3) 請求の理由
- (4) その他個人情報保護管理責任者が必要と認めた事項

(自己に関する個人情報の訂正または削除)

第11条 この規程に基づく個人は、自己に関する個人情報の記録に誤りがあると認めるときは、前条第4項に定める手続きに準じて、個人情報保護管理責任者に対し、その訂正または削除を請求することができる。

2 個人情報保護管理責任者は前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに調査のうえ、必要な措置を講じ、結果を本人に通知しなければならない。ただし、訂正または削除に応じないときは、その理由を文書により本人に通知しなければならない。

#### 第4章 不服の申立て

(不服の申立て)

第12条 自己の個人情報に関し、第10条第2項に規定する請求に基づいてなされた措置に不服がある個人は、本人であることを明らかにして、個人情報管理責任者に対し、申立てを行うことができる。

2 個人情報管理責任者は、前項の不服申立てを受けたときは、すみやかに審査し、その結果を文書により本人に通知しなければならない。

3 不服申立ては、次に掲げる事項を記載した文書を個人情報管理責任者に対し提出することにより行う。

- (1) 不服の申立てを行う者の所属および氏名
- (2) 不服申立て事項
- (3) 不服申立て理由
- (4) その他個人情報管理責任者が必要と認めた事項

#### 第5章 規程管理

(所管課)

第13条 本規程の所管課は本部事務局とする。

(規程の改廃)

第14条 本規程の改廃は理事会の議を経て行う。

(付 則)

この規程は平成17年4月1日から施行する。

(付 則)

この規程は平成24年7月30日から施行する。

(付 則)

この規程は平成28年1月1日から施行する。